

## 2020年度 第3回 阪大本番レベル模試 国語(文) 採点基準

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。  
b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。その場合それぞれの採点基準の中に明記されていません。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されていません。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d **解答通り**という条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。  
b 加点要素でも減点要素でもない部分もありえます。その部分は加点も減点もしません。

C 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。  
a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

\*字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「:とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

\*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 **古文あるいは漢文の訳を記述する設問**の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

Ⅰ 現代文 (評論) 採点基準 (合計40点)

問一 10点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

ニッポン人が、

嘘であつてもかまわないというような

一般的な観察で片づけてしまい

がちなどころを、

B①○1点

B②○1点

ヨーロッパ人である宣教師たちは、

個々の事物自体にしかありえない個性を、

B③○1点

B④○1点

B⑤○1点

まに眺めて書いており、

その史料は、尊敬すべきリアリティにおいて、資料的価値が高

B⑥○1点

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

いことを、安吾が見出したということ。(10点)

【構造点】

・Xは、傍線部を、〈矛盾〉する二条件A、Bに引き裂いて説明する〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているときみなして1点加点。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士で、また各条件内の要素同士でも、原則的に部分採点可能。(9点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「ニッポン人が、嘘であつてもかまわないというような一般的な観察で片づけてしまいがちなところを、」(3点)

※ 傍線部を説明するための「ニッポン人」の側の条件。

- ① 「ニッポン人が、」の要素に1点。  
 × 「ニッポン人」の成分が入っていなければ×0点。
- ② 「嘘であってもかまわないというような」の要素に1点。  
 ○ 「嘘であっても一般的であればいいというような」「嘘があっても一般的でありさえすればいいというような」などでも可。  
 × 「嘘であってもかまわない」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
- ③ 「一般的な観察で片づけてしまいがちなところを、」の要素に1点。  
 ○ 「一般的な観察で終わりにしてしまいがちなのに、」「通り一遍の観察でよしとしがちなところを、」などでも可。  
 × 「一般的な観察で片づける」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
- C 「ヨーロッパ人である宣教師たちは、個々の事物自体にしかありえない個性を、ありのままに眺めて書いており、その史料は、尊敬すべきリアリティにおいて、資料的価値が高いことを、安吾が見出したということ。」(6点)
- ※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する、「ヨーロッパ宣教師」の側の条件。
- ① 「ヨーロッパ人である宣教師たちは、」の要素に1点。  
 ○ 「ヨーロッパ人宣教師たちは、」「宣教師であるヨーロッパ人たちは、」などでも可。  
 × 「ヨーロッパ人である宣教師たち」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
- ② 「個々の事物自体にしかありえない個性を、」の要素に1点。  
 ○ 「個々の事物にしかない個性というものを、」「それぞれの物事自体にしかありえないところの個性を、」などでも可。  
 × 「個々の事物自体にしかありえない個性」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
- ③ 「ありのままに眺めて書いており、」の要素に1点。  
 ○ 「リアルに観察して描写しており、」「ありのままを捉えて書いており、」などでも可。  
 × 「ありのままに眺めて書く」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点
- ④ 「その史料は、尊敬すべきリアリティにおいて、」の要素に1点。  
 ○ 「その史料は、評価すべき写実性において」「彼らの書いた史料の迫真性のゆえに」などでも可。  
 × 「史料の尊敬すべきリアリティ」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
- ⑤ 「資料的価値が高いことを、」の要素に1点。  
 ○ 「資料としての価値が高いということを、」「価値ある資料であることを、」などでも可。  
 × 「資料的価値が高い」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

⑥ 「安吾が見出したということ。」「の要素に1点。

○ 「安吾が気づいたということ。」「安吾が感得したということ。」などでも可。

× 「安吾による気づき」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

問二 10点

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇1点

歴史家や歴史小説家が、日本史研究の一端としてギリシタンを扱うのみで、そこには

A③〇1点

X〈分析〓分けること〉〇1点

「日本」を自律的実体とみなす姿勢があるが、

B①〇1点 B②〇1点

B③〇1点

安吾は キリシタンが記録した史料から日本を、つまり一六世紀以後の「近代世界シス

B④〇1点

テム」から見ることで、日本が連続的な同一の実体であるという虚構を壊し始める姿勢を

Y〈分析〓分けること〉〇1点 Z〈逆説〓矛盾を含むこと〉〇1点

示していたこと。(10点)

【構造点】

・Xは、条件A内部で、A①の姿勢を、〈因果関係〉をなす〈矛盾〉しない二要素A②、A③に日本に〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここではA①、A②、A③がそろっていれば、この構造が成立しているとみて1点加算。

X〈分析〓分けること〉 A①+A②+A③ 〇1点

・Yは、条件B内部で、B①の行為を、〈B②+B③〉とB④の〈因果関係〉をなす〈矛盾〉しない二部分に〈分析〓分けること〉として説明する構造への評価である。ここでは、B①と、〈B②、B③のいずれか〉、それにB④があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y〈分析〓分けること〉 B①+〈B②、B③のいずれか〉+B④ 〇1点

・Zは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明する、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈総合〓まとめること〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では要素同士においても、原則的に部分採点可能。  
(7点満点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(3点満点)

A 「歴史家や歴史小説家が、日本史研究の一端としてキリシタンを扱うのみで、そこには『日本』を自律的実体とみなす姿勢があるが、」(3点)

※ 傍線部を説明するため一方の条件(歴史家や歴史小説家の姿勢)。

① 「歴史家や歴史小説家が、」の要素に1点。

× 「歴史家や歴史小説家」の成分が入っていなければ×0点。

② 「日本史研究の一端としてキリシタンを扱うのみで、」の要素に1点。

○ 「日本史を研究し、その一端としてキリシタンを扱うだけで、」「日本史研究のほんの一部としてキリシタンを取り扱うのみで、」などでも可。

× 「日本史研究の一端としてキリシタンを扱うのみ」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

③ 「そこには『日本』を自律的実体とみなす姿勢があるが、」の要素に1点。

○ 「そこには『日本』というものを自律的実体とみなす考えがあるが、」「そこに『日本』を自律的実体とする考え方を見出せるのだが、」などでも可。

× 『日本』を自律的実体とみなす姿勢」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

B 「安吾はキリシタンが記録した史料から日本を、つまり一六世紀以後の『近代世界シ

ステム』から見ることで、日本が連続的な同一的実体であるという虚構を壊し始める姿勢を示していたこと。」(4点)

※ Aを説明する、Aとは〈矛盾〉する他方の条件(安吾の姿勢)。

① 「安吾は」の要素に1点。

× 「安吾」の成分が入っていなければ×0点。

② 「キリシタンが記録した史料から日本を、」の要素に1点。

○ 「キリシタンが記録した史料をもとに日本を、」「キリシタンの記録による史料の側から日本を、」などでも可。

× 「キリシタンが記録した史料から日本を見る」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

③ 「つまり一六世紀以後の『近代世界システム』から見ることで、」の要素に1点。

○ 「即ち一六世紀以降の『近代世界システム』の方から見ることで、」「あるいは一六世紀以後の『近代世界システム』から見て、」などでも可。

× 「一六世紀以後の『近代世界システム』から見る」のニュアンスの成分が入らなければ×0点。

④ 「日本が連続的な同一的実体であるという虚構を壊し始める姿勢を示していたこと。」の要素に1点。

○ 「日本を連続的な同一の実体とみなす虚構を壊すきっかけを見出していたこと。」「日本を連続的で同一的な実体とするフィクションを壊す契機を見出していたということ。」などでも可。

× 「日本が連続的な同一の実体であるという虚構を壊し始める姿勢」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問三 10点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

一六世紀に豊臣秀吉が

明征服を目指し、

その第一歩として朝鮮半島に侵攻したことは、

B○1点

彼の気まぐれ、誇大妄想の面を含むとはいえ、

C①○1点

C②○1点

C③○1点

当時の日本が戦国時代にあると同時に

世界市場と国際政治のただ中にあり、

織豊政権が

C④○1点

同時期のヨーロッパの絶対主義に類似したものと見なせば、

その動向に合理性を見るこ

X〈分析〓分けること〉○1点 Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

とができるから。(10点)

【構造点】

・Xは、条件C内で、〈C①+C②〉を背景をとって、〈因果関係〉をなす、〈矛盾〉しない二要素C③、C④に〈分析〓分けること〉として説明して行く構造への評価である。ここでは、〈C①、C②のいずれか〉、C③、C④があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈分析〓分けること〉 〈C①、C②のいずれか〉+C③+C④ ○1点

・Yは、傍線部のように言う理由を説明すべく、Aを〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明している、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件Aの要素が一つ以上、条件Bと、条件Cの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+B+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また条件A、C内でも要素同士において、原則的に部分採点可能。(8点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「一六世紀に豊臣秀吉が明征服を目指し、その第一歩として朝鮮半島に侵攻したことは、」(3点)



※ 傍線部のように言う理由を説明するための話題提示の条件。

① 「一六世紀に豊臣秀吉が」の要素に1点。

× 「一六世紀に豊臣秀吉が」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「明征服を目指し、」の要素に1点。

○ 「明の征服を企て、」「明征服を目論見、」などでも可。

× 「明の征服を企て、」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

③ 「その第一歩として朝鮮半島に侵攻したことは、」の要素に1点。

○ 「まず朝鮮半島に侵攻したことは、」「最初に朝鮮半島に侵入したことは、」などでも可。

× 「第一歩として朝鮮半島に侵攻」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点

B 「彼の気まぐれ、誇大妄想の面を含むとはいえ、」(1点)

※ 傍線部のように言う理由を説明するための一方の条件。

○ 「彼の気まぐれ、誇大妄想の要素が関わっているとはいえ、」「秀吉の移り気、妄想癖の側面を含むとはいえ、」などでも可。

× 「彼(秀吉)の気まぐれ、誇大妄想」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

C 「当時の日本が戦国時代にあると同時に世界市場と国際政治のただ中にあり、織豊政権が同  
時期のヨーロッパの絶対主義に類似したものだと思えば、その動向に合理性を見ることがで  
きるから。」(4点)

※ 傍線部のように言う理由を説明するための、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「当時の日本が戦国時代にあると同時に」の要素に1点。

○ 「その当時日本は戦国時代であるとともに、」「日本はその時戦国時代の最中にあると  
ともに、」などでも可。

× 「当時の日本は戦国時代」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「世界市場と国際政治のただ中にあり、」の要素に1点。

○ 「世界市場と国際政治の坩堝のなかにあり、」「世界市場と国際政治に囲まれており、」  
などでも可。

× 「世界市場と国際政治のただ中」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

③ 「織豊政権が同時期のヨーロッパの絶対主義に類似したものだと思えば、」の要素に1  
点。

○ 「織豊政権を同時代のヨーロッパの絶対主義に類比できるものと見なせば、」「信長と  
秀吉を当時のヨーロッパの絶対主義君主に相当するものと見なせば、」などでも可。

× 「織豊政権は同時期のヨーロッパの絶対主義に類似」のニュアンスの成分が入ってい  
なければ×0点。

④ 「その動向に合理性を見ることができるところから、」の要素に1点。

○ 「その活動を理解しうるから。」「その動きも合理的に解釈できるから。」などでも可。

× 「その動向に合理性をみる事が可能」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

問四 10点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

古代日本史が通常、

朝鮮半島－北九州－近畿という「西」のルートのみから説明するの

対し、

B①○1点 B②○1点

B③○1点

安吾は、日本海を通した「北」のルートからも見て、

三韓などの移住土着者が政争に加

B④○1点

わったであろう点などを指摘して、

古代日本を東アジアという「世界」から、

特に朝鮮

B⑤○1点

B⑥○1点

半島との関係から見る

新しい観点を示したということ。

X〈分析〓分けること〉○1点 Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点 (10点)

【構造点】

・Xは、条件B内で、B①の行為を、〈因果関係〉をなす〈矛盾〉しない、〈B②+B③〉と〈B④+B⑤+B⑥〉の二部分に〈分析〓分けること〉として説明して行く構造への評価である。ここでは、B①と、B②、B③のいずれか、及び〈B④、B⑤、B⑥のいずれか〉があれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加

点  
X〈分析〓分けること〉 B①+〈B②、B③のいずれか〉+〈B④、B⑤、B⑥のいずれか〉 ○1点

・Yは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明してゆく〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加

点  
Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件同士、また各条件内でも要素同士において、原則的に部分採点可能。(8点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合

にのみ加点する。(2点満点)

A 「古代日本史が通常、朝鮮半島－北九州－近畿という「西」のルートのみから説明するのに対し、」(2点)

※ 傍線部を説明するための一方の条件(古代日本史)。

① 「古代日本史が通常、」の要素に1点。

○ 「古代日本史が普通、」通常古代日本史が、」などでも可。

× 「通常古代日本史が」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「朝鮮半島－北九州－近畿という「西」のルートのみから説明するのに対し、」の要素に1点。

○ 「朝鮮半島－北九州－近畿という『西』からのルートに基づいて説明するのに対し、」『西』からの朝鮮半島－北九州－近畿というルートで考えるのに対し、」などでも可。

× 「朝鮮半島－北九州－近畿という『西』からのルート」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「安吾は、日本海を通した「北」のルートとからも見て、三韓などの移住土着者が政争に加わったであろう点などを指摘して、古代日本を東アジアという「世界」から、特に朝鮮半島との関係からみる新しい観点を示したということ。」(6点)

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件(安吾)。

① 「安吾は、」の要素に1点。

× 「安吾」の成分が入っていないければ×0点。

② 「日本海を通した『北』のルートとからも見て、」の要素に1点。

○ 「日本海を介した『北』のルートも考慮して、」「日本海を渡る『北』ルートも視野に入っている、」などでも可。

× 「日本海を通した『北』のルートとからも見る」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「三韓などの移住土着者が政争に加わったであろう点などを指摘して、」の要素に1点。

○ 「三韓などからの移住土着者が豪族となって政争に加わった可能性などを指摘して、」「三韓からの移住土着者などが勢力を得て政変に参加した可能性に注目して、」などでも可。

× 「三韓などからの移住土着者が政争に加わった可能性の指摘」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

④ 「古代日本を東アジアという『世界』から、」の要素に1点。

○ 「東アジアという『世界』から古代日本を、」「古代日本を東アジア『世界』の側から、」などでも可。

- × 「古代日本を東アジアという『世界』から」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ⑤ 「特に朝鮮半島との関係からみる」の要素に1点。
  - 「朝鮮半島との関係を強調してみる」「特に朝鮮半島との関係を重視する」などでも可。
  - × 「特に朝鮮半島との関係からみる」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。
- ⑥ 「新しい観点を示したということ。」「の要素に1点」。
  - 「新しい視点を示したということ。」「今までに無い見方を提示したこと。」「などでも可。
  - × 「新しい観点の提示」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

□ 現代文（小説）採点基準（合計35点）

問一 8点

（模範解答例）

A①○1点

今海軍の兵曹長になっている尊敬している叔父から海軍の話をよく聴いて、

A②○1点

自分も将来

水兵になるつもりでいる彼にとって、

B○1点

水兵帽を手に入れたことは喜びだったが、

C①○1点

C②○1点

兄弟二人の下駄を買うために貰った金で自分だけのものを買ったことで

弟がかわいそう

C③○1点

だと後悔しており、またそれを知った時の父の怒りを考えて気が沈んでもいる。

X〈分析〓分けること〉○1点 Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点（8点）

【構造点】

・Xは、C内部で、C①の行為を理由として生じた「彼」のマイナスの心情を、〈矛盾〉しない二要素C

②、C③に〈分析〓分けること〉として説明して行く構造への評価である。ここでは、C①、C②、C③がそろっていれば、この構造は成立しているとみて1点加算。

X〈分析〓分けること〉 C①+C②+C③ ○1点

・Yは、傍線部の「水兵帽」に関する心情を説明すべく、Aの主体の心情を、〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明する〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件Aの要素が一つ以上、条件B、それに条件Cの要素が一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+B+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また条件A、B内の要素同士においても、原則的に部分採点可能。  
（6点満点）

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加算する。（2点満点）

A 「今海軍の兵曹長になっている尊敬している叔父から海軍の話をよく聴いて、自分も将来水兵になるつもりでいる彼にとって、」(2点)

※ 傍線部の心情説明をするための主体の条件。

① 「今海軍の兵曹長になっている尊敬している叔父から海軍の話をよく聴いて、」の要素に1点。

○ 「今海軍兵曹長で尊敬の対象である叔父から海軍の話をよく聴かされて、」「海軍の話」を、現在兵曹長の尊敬すべき叔父からよく聴かされて、」などでも可。

× 「今海軍兵曹長で尊敬すべき叔父から海軍の話をよく聴かされている」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「自分も将来水兵になるつもりでいる彼にとって、」の要素に1点。

○ 「自分も大きくなったら水兵になる気である彼にとって、」「自分も将来水兵になると決心している彼にとって、」などでも可。

× 「自分も将来水兵になるつもりでいる彼」のニュアンスの成分が入っていないければ

B 「水兵帽を手に入れたことは喜びだったが、」(1点)

※ Aの心情を説明する一方の条件(プラスの心情)。

○ 「水兵帽を手に入れてこの上ない喜びを感じる一方で、」「水兵帽を買うことができた喜びでいっぱいだったが、」などでも可。

× 「水兵帽を手に入れて喜ぶ」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「兄弟二人の下駄を買うために貰った金で自分だけのものを買ったことで弟がかわいそうだと後悔もしており、またそれを知った時の父の怒りを考えて気が沈んでもいる。」(3点)

※ Aの心情を説明する、Bとは(矛盾)する他方の条件(マイナスの心情)。

① 「兄弟二人の下駄を買うために貰った金で自分だけのものを買ったことで」の要素に1点。

○ 「二人がもらった金で自分だけの物を買ったことで、」「兄弟二人の下駄を買うために貰った金を自分のためだけに使ってしまったことで、」などでも可。

× 「二人がもらった金で自分だけの物を買った」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「弟がかわいそうだと後悔もしており、」の要素に1点。

○ 「弟にすまないと後悔もしており、」「弟に申し訳ないという後悔の気持ちも持つており、」などでも可。

× 「弟がかわいそうだという後悔」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「またそれを知った時の父の怒りを考えて気が沈んでもいる。」の要素に1点。

○ 「また事実を知った時父の怒りを思うと沈んだ気持ちにもなっている。」「また事情を知った父がどんなに怒るかを考えて沈んだ気持ちにもなっている。」などでも可。

× 「それを知った時の父の怒りを考えて気が沈んでもいる」のニュアンスの成分が入っていない×0点。



(模範解答例)

A①〇1点

眼前に薄暮のなかに浮かぶ三浦半島があり、岸の近くでは舳に赤々と火を焚いている漁船

A②〇1点 W〈分析〓分けること〉〇1点

が見えていて、岸を洗う波の音がしているのに、

B①〇1点 B②〇1点

女が様々な姿で踊るすがたが思い浮かび、月琴の音を響かせ法界節を歌う女の肉声までが

X〈分析〓分けること〉〇1点

聞えてくるとすることです。

Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉〇1点

〇1点

彼が女に抱いている恋心の激しさを表すという効果がある。

Z〈総合〓まとめること〉〇1点 (9点)

【構造点】

・Wは、条件A内部を、〈矛盾〉しない二要素A①(光景)とA②(音)に〈分析〓分けること〉して説明して行く構造への評価である。ここでは、A①、A②がそろっていれば、この構造が成立しているとみて1点加算。

W〈分析〓分けること〉 A①+A② 〇1点

・Xは、条件B内部を、〈矛盾〉しない二要素B①、B②に〈分析〓分けること〉して説明して行く構造への評価である。ここでは、B①、B②がそろっていれば、この構造が成立しているとみて1点加算。

X〈分析〓分けること〉 B①+B② 〇1点

・Yは、傍線部を、〈矛盾〉する二条件A、Bに引き裂いて説明して行く〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件A、Bの要素がそれぞれひとつ以上入っていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

・Zは、条件A、Bを、条件Cに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あり、それに条件Cがあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Z〈総合〓まとめること〉 Aの要素+Bの要素+C 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件A、B内では要素同士においても、原則的に部分採点可能。(5点満点)

※ ただし、【構造点】W・X・Y・Zは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合のみ加点する。(4点満点)

A 「眼前に薄暮のなかに浮かぶ三浦半島があり、岸の近くでは舳に赤々と火を焚いている漁船が見えていて、岸を洗う波の音がしているのに、」(2点)

※ 傍線部の表現効果を説明するための一方の条件(現実)。

① 「眼前に薄暮のなかに浮かぶ三浦半島があり、岸の近くでは舳に赤々と火を焚いている漁船が見えていて、」の要素に1点。

○ 「眼の前には夕暮れのなかに浮かぶ三浦半島があり、岸の近くでは舳で火を焚いている漁船が見え、」夕暮れの中に浮かび上がる三浦半島が、また岸近くには舳で火を焚く漁船が眼前に見え、」などでも可。

× 「薄暮の中に浮かび上がる三浦半島と岸近くで火を焚く漁船」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「岸を洗う波の音がしているのに、」の要素に1点。

○ 「岸を洗う静かな波音が聞えるのに、」岸に寄せる波音も聞えているのに、」などでも可。

× 「岸を洗う波の音」の成分が入っていないければ×0点。

B 「女が様々な動作で踊るすがたが思い浮かび、月琴の音を響かせ法界節を歌う女の肉声までが聞えてくるとする」(2点)

※ 傍線部の表現効果を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件(幻想)。

① 「女が様々な動作で踊るすがたが思い浮かび、」の要素に1点。

○ 「女が踊る動作が様々な形で思い浮かび、」女が踊る姿が様々な思い起こされ、」などでも可。

× 「女の踊る姿が様々な思い浮かぶ」ニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「月琴の音を響かせ法界節を歌う女の肉声までが聞えてくるとする」と「」の要素に1点。

○ 「月琴の音や法界節を歌う女の声までが聞える」と「」月琴の音のみならず法界節を歌う女の声まで聞える」と表現すること、」などでも可。

× 「月琴の音や法界節を歌う女の声までが聞える」と「」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「彼が女に抱いている恋心の激しさを表す」という効果がある。」(1点)

※ B、Cをまとめて結論つける条件。

○ 「彼が女に向ける恋心の激しさを表現する効果がある。」「女を思う彼の激しい恋心を表現する効果がある。」などでも可。

× 「彼が女に向ける恋心を表現する効果」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

問三 8点

(模範解答例)

A①〇1点

法界節の歌い手であり、踊り手である、今までみたこともない美しい女に恋心を抱き、心  
のままにその行くところをどこまでもついていったが、

A②〇1点

B①〇1点

手を引いて連れ廻った弟が疲れ切っているのがかわいそうになり、おぶって眠りにつかせ

B②〇1点

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉〇1点

たが、

C①〇1点

C②〇1点

重くてずり落ちそうになる弟を支え続けなければならない義務をなぜか感じていた。

Y〈総合〓まとめること〉〇1点 (8点)

【構造点】

・Xは、傍線部における彼の心理を、〈矛盾〉する二条件A、B条件に引き裂いて説明して行く、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 〇1点

・Yは、条件A、Bを、条件Cに〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここではA、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合〓まとめること〉 Aの要素+Bの要素+Cの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内では要素同士においても、原則的に部分採点可能。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「法界節の歌い手であり、踊り手である、今までみたこともない美しい女に恋心を抱

き、心のままにその行くところをどこまでもついていたが、」(3点)を

※ 傍線部の心情を説明するための一方の条件。

① 「法界節の歌い手であり、踊り手である、今まで見たこともない美しい女に恋心を抱き、」の要素に1点。

○ 「法界節の歌い手かつ踊り手である、嘗てみたこともない程の美しい女に恋心を抱いて、」法界節を踊り歌い、月琴を弾く、今まで見たこともない程の美しい女に恋をしてしまい、」などでも可。

× 「法界節の歌い手であり、踊り手である、今まで見たこともない美しい女に恋心を抱き、」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「心のままにその行くところをどこまでもついていたが、」の要素に1点。

○ 「恋心を抱いたまま何処までもついて行ったのだが、」「心惹かれるままにどこまでも後をついていったが、」などでも可。

× 「心のままにその行くところをどこまでもついていた」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「手を引いて連れ廻った弟が疲れ切っているのがかわいそうになり、負ぶって眠りにつかせたが、」(2点)

※ 傍線部の心情を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「手を引いて連れ廻った弟が疲れ切っているのがかわいそうになり、」の要素に1点。

○ 「連れ廻ったために疲れ切っている弟がかわいそうになり、」「手を引いて連れていった弟が疲労し切っているのがかわいそうになり、」などでも可。

× 「手を引いて連れ廻った弟が疲れ切っているのがかわいそう」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「負ぶって眠りにつかせたが、」の要素に1点。

○ 「おんぶして寝かせたが、」「背負って眠らせたが、」などでも可。

× 「負ぶって眠りにつかせた」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「重くてずり落ちそうになる弟を支え続けなければならない義務をなぜか感じていた。」(1点)

※ A、Bの心情をまとめて、結論づける条件。

① 「重くてずり落ちそうになる弟を」の要素に1点。

○ 「重くて腕が抜けそうになるのを」「重くなった弟の身体を、」などでも可。

× 「重くてずり落ちそうになる弟を」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「支え続けなければならない義務をなぜか感じていた。」の要素に1点。

○ 「支え続けなければならないという義務感をなぜか抱いていた。」「支え続けるのを我慢し通さなければならないとなぜか思っていた。」などでも可。

× 「支え続けなければならない」という義務感」のニュアンスの成分が入っていないならば  
× 0点。

問四 10点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

弟に下駄を買ってやらずに自分の水兵帽を買ってしまったことでは 弟がかわいそうにな

A③○1点

り後悔もしたが、喜びも大きかったのに対し、

B①○1点

B②○1点

B③○1点

法界節の女に恋心を抱き、 女の後を追って 引っぱりまわして疲れ果てさせた弟に対して

済まないと思う気持ちには、

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

C①○1点

C②○1点

大人の責任を感じており、 水兵帽への執着は子供じみたものと感じていたから。

Y〈総合〓まとめること〉○1点 (10点)

【構造点】

・ Xは、傍線部における「彼」の心情の理由説明を、条件A、Bの〈矛盾〉する二つの心情に引き裂いて説明していく、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

・ Yは、A、BをCに〈総合〓まとめること〉して結論づける構造への評価である。ここではA、B、Cの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Y〈総合〓まとめること〉 Aの要素+Bの要素+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内では要素同士において、部分採点可能。(8点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。(2点満点)

A 「弟に下駄を買ってやらずに自分の水兵帽を買ってしまったことでは弟がかわいそうになり

後悔もしたが、喜びも大きかったのに対し、」(3点)

※ 傍線部の理由説明をするための一方の心情の条件(水兵帽の件)。

① 「弟に下駄を買ってやらずに自分の水兵帽を買ってしまったことでは」の要素に1点。

○ 「弟のも含んだ下駄代を自分の水兵帽に使ってしまったことでは、」二人の下駄代を全部自分の欲しい水兵帽に費やしてしまった件では、」などでも可。

× 「弟に下駄を買ってやらずに自分の水兵帽を買ってしまった」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「弟がかわいそうになり後悔もしたが、」の要素に1点。

○ 「弟が不憫で悔いもしたが、」「弟がかわいそうで申し訳ない気持ちでしたが、」などでも可。

× 「弟がかわいそうになり後悔もした」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「喜びも大きかったのに対し」の要素に1点。

○ 「喜ぶ気持ちが強かったが、」「嬉しい気持ちでいっぱいだったのに対し、」などでも可。

× 「喜びも大きかった」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点

B 「法界節の女に恋心を抱き、女の後を追って引っ張りまわして疲れ果てさせた弟に対して済まないと思う気持ちには、」(3点)

※ 傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉する他方の心情の条件(女の件)。

① 「法界節の女に恋心を抱き、」の要素に1点。

○ 「法界節を歌い踊る女に恋をしてしまい、」「法界節の美しい女に心を奪われてしまい、」などでも可。

× 「法界節の女に恋心を抱く」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「女の後を追って」の要素に1点。

○ 「女の行くところについてまわり」「女を追いかけて」などでも可。

× 「女の後を追って」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「引っ張りまわして疲れ果てさせた弟に対して済まないと思う気持ちには、」の要素に1点。

○ 「連れまわして疲れ果てさせた弟に対し申し訳ないと思う気持ちには、」「引き連れてきて疲労困憊させた弟をかわいそうだと思う気持ちには、」などでも可。

× 「引っ張りまわして疲れ果てさせた弟に対して済まないと思う気持ち」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「大人の責任を感じており、水兵帽への執着は子供じみたものと感じていたから。」(2点)

※ A、Bをまとめて結論づける心情の条件。

① 「大人の責任を感じており、」の要素に1点。

○ 「大人びた責任感を抱いており、」「子供らしからぬ責任を感じており、」などでも可。



- × 「大人の責任を感じている」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ② 「水兵帽への執着は子供じみたものと感じていたから。」の要素に1点。
- 「水兵帽にこだわるのは子供じみていると感じていたから。」「水兵帽への執着は子供の世界でのできごとだと感じていたから。」などでも可。
- × 「水兵帽への執着は子供じみたものと感じていた」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

★2020年度 阪大(文) 本番レベル模試 第3回

二 (古文『今昔物語集』) 採点基準 ※40点満点

問一 (ア) 傍線部の語の意味を述べなさい。 【3点】

〔該当傍線部〕 A3 かしづく

〔模範解答〕 A3 大切に育てる

〔ポイント〕

A 【3点】 かしづく ↓ 大切に育てる

※ 「大事に育てる・大切に世話する・愛育する」等でもよい。

※ 「大事に・大切に・愛」等の意がない「育てる・世話する」等は【1点】。

※ 「大切に育て」等、連体修飾のかたち(「こと」に係るかたち)になっていない場合は、全体の点からマ  
イナス1点とする。

問一 (イ) 傍線部の語の意味を述べなさい。 【3点】

〔該当傍線部〕 A3 つとめて

〔模範解答〕 A3 早朝

〔ポイント〕

A 【3点】 つとめて ↓ 早朝

※ 「朝早く」でもよい。

※ 「早朝に・朝早くに」等、直後の「に」につながるかたちになっていない場合は、全体の点からマイナス1点とする。

※ 「翌朝」は×。

問一 (ウ) 傍線部の語の意味を述べなさい。 【3点】

「該当傍線部」 A3 なやましげにて

「模範解答」 A3 体調が悪い様子で

「ポイント」

A【3点】なやましげにて ↓ 体調が悪い様子で

※「体調が悪そうで・気分が悪そうで・調子が悪そうで・具合がわるそうで・だるそうで」等、「体の調子が悪い様子で」の意があればよい。

※「体が悪そうで」は【2点】。

※「様子・くそう」の意がない「体調が悪くて・気分が悪くて」等は、全体の点からマイナス1点とする。

※「体の調子が悪い様子だ」等、直後の読点「、」につながるかたちになっていない場合は、全体の点からマイナス1点とする。

※「体調が悪い」等、「様子・くそう」の意がなく、直後の読点「、」につながるかたちにもなっていない場合は、全体の点からマイナス2点となる。

問二 (a) 傍線部を現代語訳しなさい。 【5点】

※ 各部分の訳があていければ、その部分の点は与えることとします。指示がある場合は指示に従って下さい。

〔該当傍線部〕 A 1 いかにか B 2 おぼえける C 2 にかありけむ

〔模範解答〕 A 1 どのように B 2 感じたの C 2 であつただろうか

〔ポイント〕

A 【1点】 いかにか ↓ どのように

※ 「どう」でもよい。

B 【2点】 おぼえ ↓ 感じ

※ 「思われ」でもよい。

※ 「感じる・思われる」のような自発的意味がない「思う(思っ・思っつい)・考える(考え・考えてい)」等は 【1点】。

C 【2点】 けるにかありけむ ↓ たのであつただろうか

※ B が 0 点の場合は得点できない。ただし、誤字等で 0 点となっている場合は得点できる。

※ 断定(くた・くである) + 過去推量(くただろう・くたのだろう) + 疑問(くか) が全てあつて 【2点】。

※ 過去の意は「ける」と「けむ」にあるが、訳では一つ「くた」があればよしとする。

例 くたのであつただろうか・くたのであろうか ↑ いずれでもよしとする

※ 断定・過去推量・疑問のいずれか一つがないごとに、マイナス1点。

例 くたろうか 【1点】 断定がない ・ くたのであつたか 【1点】 過去推量がない

くたのだろう・くただろう 【1点】 疑問がない

くたのか 【0点】 断定と過去推量がない ・ くたろう 【0点】 断定と疑問がない

くたのだ 【0点】 過去推量も疑問がない

問二 (b) 傍線部を現代語訳しなさい。 【5点】

※各部分の訳があていければ、その部分の点は与えることとします。指示がある場合は指示に従って下さい。

〔該当傍線部〕 A3 ただある B2 蛇なめり

〔模範解答〕 A3 ぶつうにどこにでもいる C2 蛇であるようだ

〔ポイント〕

A 【3点】 ただある ↓ ぶつうにどこにでもいる

※ 「ぶつうに」に「いる」・「どこに」に「でもいる」でもよい。

※ 「いる」の意がない「普通の」・「ただの」は 【2点】。

B 【2点】 蛇なめり ↓ 蛇であるようだ

※ 「蛇」＋断定（～である・～だ）＋推定（～ようだ・～と思われる・～と見える・～らしい・～だろう・～みたいだ）が全てあって 【2点】。

※ 「蛇」がない場合は×。

※ 断定・推定のいずれか一つがないごとに、マイナス1点。

例 蛇のようだ・蛇らしい・蛇だろう 【1点】 断定がない

蛇である・蛇だ 【1点】 推定がない

蛇がいた 【0点】 断定も推定もない

問二 (c) 傍線部を現代語訳しなさい。 【5点】

※ 各部分の訳があていければ、その部分の点は与えることとします。指示がある場合は指示に従って下さい。

〔該当傍線部〕 A2昔の人のB1なりたるC2にこそありけれ

〔模範解答〕 A2亡くなった娘がB1生まれ変わったC2のであるなあ

〔ポイント〕

A【2点】昔の人の ↓ 亡くなった娘が

※「亡くなった・死んだ・亡き」の意があれば【1点】。 例 亡くなった人が

※「娘・子・子ども」の意があれば【1点】。 例 かつての娘が

※右の二つの意が両方あれば【2点】。 例 亡くなった子が・死んだ子どもが・亡き娘が

B【1点】なり ↓ 生まれ変わっ

※「変化し・蛇になっ」でもよい。

C【2点】たるにこそありけれ ↓ たのであるなあ

※Bが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等で0点となっている場合は得点できる。

※完了(した) + 断定(である・だ) + 詠嘆(なあ・ことよ・よ) が全てあって【2点】。

※完了・断定・詠嘆のいずれか一つがないごとに、マイナス1点。

例 するのだなあ【1点】完了がない ・ したなあ【1点】断定がない

・ したのだ【1点】詠嘆がない

するなあ【0点】完了と断定がない ・ するのだ【0点】完了と詠嘆がない

・ した【0点】断定と詠嘆がない ・ する【0点】完了も断定も詠嘆もない

問三 傍線部①には、誰のどのような心情が記されているか、説明しなさい。

【7点】

〔該当傍線部〕 姿変はりてあるがうときこと

〔模範解答〕 A 1娘の両親の、B 2死んだ娘がC 2蛇に生まれ(B)変わったと知って、(C)その蛇の姿をD 2いとわしく思う心情。

〔ポイント〕

A【1点】娘の両親の、

※Dが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等で0点となっている場合は得点できる。

※「娘の」は、解答全体から分かればよい。

※「両親」は「父母」等でもよい。

B【2点】死んだ娘が、変わったと知って、

※Dが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等で0点となっている場合は得点できる。

※「死んだ娘(子)の変化を・死んだ娘が生まれ変わったこと」の意があればよい。

※「死んだ」の意がない「娘(子)の変化を」は【1点】。

C【2点】蛇に生まれ、その蛇の姿を

※Dが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等で0点となっている場合は得点できる。

※「蛇の姿を・蛇を・蛇になったのを」の意があればよい。

D【2点】いとわしく思う心情。

※「いとわしく」は「嫌に・気持ち悪く・気味悪く・不気味に・不快に」等でもよい。



問四 傍線部②では、どのようなことが起きたと考えられるか、本文全体を踏まえて説明しなさい。【9点】

「該当傍線部」 その蛇、木のもとにありて死にけり。

「模範解答」 B2いとわしい蛇の姿に生まれ変わってしまったことを嘆いていたA5娘が、C2優れた僧が講説する法華経を聞き、仏法の力によって、(A)浄化され、極楽往生を果した。

「ポイント」

A【5点】娘が、く 浄化され、極楽往生を果した。

※「娘が往生（成仏）した」の意があればよい。「浄化され」の有無は不問。

B【2点】いとわしい蛇の姿に生まれ変わってしまったことを嘆いていた

※Aが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等で0点となっている場合は得点できる。

※Aの「娘」の形容として「蛇になったのを嘆く」の意があればよい。「いとわしい」の有無は不問。

※「嘆く」の意はないが、「蛇になった・蛇に生まれ変わった」の意がある場合は【1点】。

C【2点】優れた僧が講説する法華経を聞き、仏法の力によって、

※Aが0点の場合は得点できない。ただし、誤字等で0点となっている場合は得点できる。

※「僧（智者）による・僧（智者）によって」の意があれば【1点】。「優れた」の有無は不問。

※「法華経を聞いて・法華経により」、または「仏法で・仏教の力で」の意があれば【1点】。「講説」の有無は不問。

※右の二つの意味が両方あれば【2点】。

※要素別に採点する場合、各要素の最低点は0点とする(減点の結果、ある要素が0点以下になってもその要素は0点)。

大問四 問一

基準 配点：6点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は不問。
- ・送り仮名を一カ所でもカタカナで書いていないものは**返り点が正しくても問一全体×(問一〃0点)**。
- ・漢字に読み仮名を一カ所でもつけているものは**問一全体×(問一〃0点)**。

■模範解答

ムルニ ヲ ケレバ  
治レ獄多ニ陰徳一、子孫当シレ有ニ興者一。

■採点方法

- ・返り点が一カ所でも間違っているものは**問一全体×(問一〃0点)**。
- ・返り点が正しい場合、**送り仮名の間違い・脱落のある漢字一つごとに減点1点**。  
たとえば、「治」の送り仮名を「メレバ」とした場合はマイナス1点。

基準 配点：8点

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問

■模範解答 ※同意表現可。ニュアンスが合っていれば許容。

A 1点

人に利益を与えて、

B 1点

もし与えられた人が、

C 2点

その利益が誰によるものかを

D 1点

知らなければ、

E 2点

利益を与えた人が

F 1点

幸福を得る。

■採点方法 各要素単独採点

要素A「人を利して」の解釈⇨人に利益を与えて 1点

- ・「人」は「誰か」「ある人」なども可。

- ・「利して」は「利益を与える」「恩恵を施す」の意であれば可。

要素B「人」の具体化⇨(利益を)与えられた人が 1点

- ・「利益を得た人が」「利益を受けた人が」も可。

- ・「人が」「その人が」のみでも可。

要素C「自る所」の解釈⇨その利益が誰によるものか 2点

- ・「利益」の補いの有無は問わない。
- ・「誰が(利益を)与えてくれたのか」の意であれば可。
- ・「(利益が)どこから来たのか」の意も許容する。

要素D「知らずんば」の解釈⇨知らなければ 1点

・「知らない場合には」なども可。

・「くずんば」を、否定+仮定で解釈していないもの（「知らないので」など）は**要素D加点なし**  
**(要素D＝0点)**。

要素E「得」の主語の補い⇨利益を与えた人が 2点

・「利益を与えた人の子孫」の意味であっても可。

・単に「子孫」だけで、誰の子孫か明示していないものは**要素E加点なし**（**要素E＝0点**）。

要素F「則ち福を得」の解釈⇨幸福を得る 1点

・「則ち」を訳しているものは**要素F加点なし**（**要素F＝0点**）。

・「幸福になる」「しあわせを得る」「恵まれた人生を送る」なども可。

・ただし「福」をそのまま「福」としているものは**要素F加点なし**（**要素F＝0点**）。

■形式上の不備

- ・句点の有無は不問

■模範解答 ※同意表現可。ニュアンスが合っていれば許容。

どうして陰徳と反対でないことがあるか、いや、反対である。

要素A どうして〜ないことがあるか、いや、〜である 4点

要素B 陰徳と反対である 3点

■採点方法 各要素単独採点

要素A 「豈不」の解釈 どうして〜ない(だろう)か、いや、〜である 3点

- ・「〜として」は「なぜ」も可。
- ・「〜である」は「〜でないこととはない」も可とする。
- ・「どうして〜ないだろうか」がなく、「〜である(〜でないこととはない)」のみは可とする。
- ・「どうして〜ない(だろう)か」のみは**要素A 1点減点**。

要素B 「陰徳と相反せ」の解釈＝陰徳と反対で 2点

- ・「陰徳」は「人知れず施す善行」でも可。
- ・「〜と反対である」は「〜に反する」「〜と逆だ」「〜と(に)相反する」なども可。
- ・「相反」を「相反する」と訳したのも許容する。
- ・「相」を「お互い(に)」「(の)意で訳したものは許容する。
- ・「相」を「〜し合う」の意で訳したのも許容する。

\*注「〜として陰徳と同じ(一致する)だろうか、いや、同じでない(一致しない)」  
という意味で解釈しているものは**全体から5点減点(得点2点)**。

基準 配点：6点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は不問
- ・文末表現は基本的には問わないが、「意味をわかりやすく説明しなさい」という設問に明らかにそぐわない文末表現(「」)ので「」から」など)は**全体から1点減点**。

■模範解答 ※同意表現可。ニュアンスがあっていれば許容。

A  
裁判で、賄賂を払った者の

B  
不正を、

C  
正しさを

D  
として通してしまつたこと。

注 ここでの「曲」は、道義的・法律的に正しくないこと、「直」は、道義的・法律的に正しいことを指す。「真実」と「虚偽」、「正直」と「嘘つき」のことではない。

■採点方法 各要素単独採点

要素A「(官吏に) 賄賂を払った者の」の補い 1点

- ・「裁判で」の有無は問わない。
- ・「払った」は「送った」なども可。
- ・(官吏が) 賄賂を受け取って」としても可。

要素B「曲を以て」の訳＝不正を 2点

- ・「正しくないことを」の意味であれば可。
- ・「曲」を「偽り」「嘘」の意味にしているものは**要素B1点減点**。
- ・「曲」を「賄賂を払うこと」「賄賂を受け取ること」と解釈しているものは**要素B加点なし(要素B＝0点)**

- ・「を以て」を「」によって「の意味にしているものは**要素B1点減点**。
- ・「」を以て「」を「」であるのに「」であること知らながら「の意味にしているものは可。

要素C「直」の訳＝2点

- ・「正しいこと」「正義」の意であれば可。
- ・『真実』『正直』の意味になっているものは**要素C 1点減点**。

要素D「〜と為す」の訳　〜として通してしまふ　1点

- ・「〜とする」の意であれば可
- ・「〜と思う」の意味にとっているものは**要素D 加点なし**（**要素D＝0点**）。

基準 配点：8点

■形式上の不備

- ・句読点の有無は問わない。
- ・文末表現は基本的には問わない。ただし、「どということか」という設問にそぐわない文末表現（「〜から〜ので」など）は**全体から1点減点**。

■模範解答 同意表現可。ニュアンスが合っていれば許容。

A 2点

名家の子孫の中の愚かな者や強欲な者が

B 1点

官僚となり、

C 1点

下役人と結託して

D 2点

裁判で不正を行い、

E 2点

善人や無実の人を苦しめたこと。

■採点方法 各要素単独採点

要素A 名家の子孫の中の愚かな者や強欲な者が 2点

- ・「名家の子孫の中の」の有無は問わない。「名家の」「子孫の」のみも可。
- ・「愚かな者」「愚か者」「愚者」なども可。が欠けているものは**要素A 1点減点**。
- ・「強欲な者」が欠けているものは**要素A 1点減点**。

要素B 官僚となり 1点

- ・「官僚」は「官」も可とする。
- ・「仕官し（て）」も可とする。
- ・「愚かな者や強欲なものを官僚として」という表現でも可。

要素C 下役人と結託して 1点

- ・「結託し」は「〜とともに」「〜にそそのかされて」なども可とする。



要素D 不正を行い 2点

・「裁判で」の有無は不問。

・「不正」は「陰謀」も可とする。

・「賄賂を受け取り」のみで、「不正をした」ことに触れていないものは**要素D1点減点**。

要素E 善人や無実の人を苦しめた 2点

・「人を苦しめる」「人に害を与える」「人を（無実）の罪に陥れる」「冤罪に陥れる」ことに触れていないものは**要素E加点数なし（要素E＝0点）**。

・「善人」「無実の人」は、どちらか一つでもあれば可とする。

・「善人」または「無実の人」の要素がなく、「人を苦しめた」としているものは**要素E1点減点**。